

矢板市飼い犬等の避妊等手術補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い犬及び飼い猫（以下「飼い犬等」という。）の妊娠を制限することにより、飼い主が飼い犬等を適正に飼うことができず、不当に捨てることを防止するとともに、飼い主の動物愛護思想を高めていくことを目的として、飼い犬等の避妊及び去勢（以下「避妊等」という。）手術補助金（以下「補助金」という。）の交付について、矢板市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び条件)

第2条 補助の対象及び条件は、次の各号によるものとする。

- (1) 飼い主は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市に登録されている者で、飼い主及び同居する家族全員が市税を完納していること。
- (2) 飼い犬等は、販売を目的に飼養していないものに限ること。
- (3) 飼い犬の場合は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく登録と当該年度の狂犬病予防注射を受けていること。
- (4) 獣医師により、避妊等の手術を受けることとする。

(補助金)

第3条 補助金は、毎年度予算の範囲内でこれを交付するものとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 避妊手術の場合

飼い犬1匹につき 5,000円

飼い猫1匹につき 4,000円

(2) 去勢手術の場合

飼い犬1匹につき 3,000円

飼い猫1匹につき 3,000円

(交付の申請及び請求)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、手術日から30日以内に矢板市飼い犬等の避妊等手術補助金交付申請書兼請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付の決定をするとともに、申請人に通知するものとする。

(実績報告書の省略)

第6条 この補助金については、規則第10条のただし書きの規定により、実績報

告書の提出を省略するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の適用の際現にある旧様式による用紙については、当面の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、公布の日から適用する。

矢板市飼い犬等の避妊等手術補助金交付申請書兼請求書

※必ず手術後 30 日以内に提出してください。(郵送可)

年 月 日

矢板市長 様

申請人 住所
フリガナ
氏名
電話

次のとおり矢板市飼い犬等の避妊等手術補助金を交付されますよう、矢板市飼い犬等の避妊等手術補助金交付要綱第4条の規定により申請を兼ねて請求します。

また、補助金の要件審査のため、同居する家族全員の「市税の納税状況」及び「住民登録」について、確認等を行うことに同意します。

※この申請書は、矢板市において交付決定した後は、交付決定日をもって請求日とし、矢板市飼い犬等の避妊等手術補助金の請求書として取り扱います。

種 別	犬 ・ 猫	性 別	別	オス・メス
登 録 番 号 (犬の場合)		体 格		大・中・小
注 射 済 証 番 号 (犬の場合)		年 齢		歳 ヶ月
呼 び 名		毛 の 色		
申請(請求)額	円			
振 込 先	金融機関名	銀行・信組 農協・信金		本店・支店 出張所
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			
実施証明欄 動物病院記入	手術年月日	年 月 日		
	手術内容	避妊 ・ 去勢		
	手術費総額	円		
	上記の手術を実施したことを証明します。			
	獣医師氏名			㊞
申請受付日	年 月 日	交付決定日	年 月 日	